

平成 29 年度ニホンジカ保護及び管理に関する検討会
平成 29 年度ニホンジカ捕獲強化策検討専門家会議（第 2 回）

- 日時： 平成 30 年 2 月 2 日（金） 15:00～17:30
- 場所： 一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室（第 1、第 2）

<検討委員>

石井 信夫	東京女子大学現代教養学部 教授
梶 光一	東京農工大学大学院農学研究院 教授
小泉 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所多摩森林科学園 研究専門員
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
濱崎 伸一郎	株式会社 野生動物保護管理事務所 代表取締役
山根 正伸	神奈川県自然環境保全センター 研究企画部長

<事務局>

環境省

米谷 仁	大臣官房審議官
西山 理行	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長
菊池 孝之	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
野川 裕史	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐
藤崎 健二	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 鳥獣専門官
鎌田 憲太郎	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 係員

滝口 正明	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	〃
中田 靖彦	〃

●議事

- (1) ブロック別地域捕獲戦略（案）について
- (2) 保護及び管理にかかる課題の解決に向けた対応について
- (3) 保護及び管理に関するレポート（平成 29 年度版）（案）について
- (4) その他

●配付資料

議事次第

出席者名簿

ニホンジカ保護及び管理に関する検討会開催要綱

資料1 ブロック別地域捕獲戦略の策定について

資料2 平成 24 年度に整理したニホンジカの保護管理に関する重要課題と現在の対応状況と今後の方向性について

資料3 ニホンジカの保護及び管理に関するレポート（平成 29 年度版）（骨子案）

参考資料1 ニホンジカの近年の動向

参考資料2 ニホンジカ捕獲に係る捕獲区分の基本的枠組み

参考資料3 全国共通の課題、課題への対策の方向性

参考資料4 ニホンジカ捕獲に係るブロック別の特徴・特色

●議事概要

議事（1）ブロック別地域捕獲戦略（案）

資料1 ブロック別地域捕獲戦略の策定について、参考資料2 ニホンジカ捕獲に係る捕獲区分の基本的枠組みについて、参考資料3 全国共通の課題、課題への対策の方向性、参考資料4 ニホンジカ捕獲に係るブロック別の特徴・特色、を事務局より説明。（参考資料2、3、4は説明のためにスライドを用いて説明を行った。）

（石井委員）資料1について、ご意見ある方はいるか。

→なし

（石井委員）参考資料2を元に、現状をふまえて今後どのように対応するかの方角性について、もしくは現状の認識について、ご意見のある方はいるか。

（石井委員）事務局から、特にこの点についてご意見をいただきたい等の要望があれば願います。

→（事務局）ブロック別の会議で頂いた課題を網羅できるように整理した。意見としては、受注者側でなく発注側が捕獲区分の枠組みごとの目的を再確認しなければならない。被害防除の意味合いで指定管理事業が行われていたりするケースもある。指定管理事業を実施することでこれまでの捕獲枠組みに上乘せをしなければならないが、他の枠組みから捕獲数を奪っていることがある。また、多くの道府県で指定事業の捕獲区域の設定で地域との調整に苦慮されている。ニホンジカがどこに分布しているか、どこで獲れているか、どこでの捕獲が足りていないのかの情報をもとに、地域と調整すると良い。県境を越えた捕獲の連携など、場の作り方、情報共有の方法についてご意見があればお

聞きしたい。捕獲区分間で捕獲者が共通していることも捕獲枠組みの上乗せを行う上での課題として上げられた。地域との調整やデータのとりまとめができるかなど、認定事業者の質の確保も課題が上げられている。捕獲戦略の素案等も見いただいている中で、他にもご意見があればお聞きしたい。

(濱崎委員) 課題と対応で捕獲数の上乗せが必要であるとあったが、数の上乗せだけでなく、今まで十分に捕獲圧をかけることが出来なかった捕獲エリアがあるので、エリアという視点も重要と考える。

(梶委員) 捕獲区分がかなり複雑である。これまでは問題が生じたときにそのときにあった仕組みを使ってきた。法律もつぎはぎだらけである。日本には管理ユニットという概念がほとんどない。米国の場合は、州政府が捕獲を管理していて、欧州は土地所有者が捕獲権を持っていて、捕獲数は州政府や土地所有者が決める。土地に野生動物がリンクしていて、狩猟を通じて管理している。日本の場合は、乱場制で何頭獲れるかはわからない。わかるのは前年にこれくらい獲れたという情報である。また、管理の担い手は現地の人であり、どのメニューが一番お金になるかを考えて獲っている。今の日本の仕組みでは様々な課題を解決するベストミックスを見つけるのは難しい。捕獲だけに特化しているのが現状の課題と考える。

→ (事務局) 日本の鳥獣捕獲の制度は複雑であり、欧米と異なる。欧米のような土地所有者の管理に対して、日本では土地所有の区分が細分化しすぎており、同様の制度をとることができない。だから行政が調整・コントロールして行かなくてはならない。ベストミックスを見つけるのは難しいとのことだが、そこをどうにかして見つけていく方法がないものか。

→ (梶委員) 情報を共有して、地域ごとの戦略を作る、その後評価することになる。それをケア・誘導する仕組みを作る必要がある。研究機関のネットワークでアドバイスできるような体制作りも重要と考える。

(小泉委員) 全国的な傾向を一言でまとめると、さらに続くシカの分布の拡大とそれに対応した新たな体制の構築である。東日本はさらに拡大するシカへの対応の経験が少ない、西日本は既存制度を使った捕獲を進めてある程度の成果が出てきているが、県境など手が届かないところがはっきりしてきた。県を超えた国のイニシアチブが求められている。これまでのブロック別検討会に出席して、このような印象を受けた。

(山根委員) 参考資料2にあるように、仕組みが複雑になってきている。戦略を立てる上で、もう少し精度の高い捕獲等の情報を集めなければ、質の良い効果の高い戦略はたてられない。県や市町村、隣県で戦略をたてるうえで、詳細な情報・共通認識を持つことが必要である。仕組みは整いつつあるが、去年の議論にあったデータベース化や「見える化」して使える情報にする。そうすれば捕獲がすすむ。また、ここでは捕獲が議論の中心になってきているが、シカが増える条件も重要な問題と考える。今後、伐採が増えて

その後の管理が増える。GISによりそれらの情報も含めて「見える化」して共有することも重要と考える。

→ (事務局) 情報のデータベース化については、捕獲情報収集システムの開発により進めている。市町村でも捕獲情報を入力できるようにする。今後はできた仕組みをどう活用するかが問題になる。できるだけケアしていきたい。

(坂田委員) 情報整理の次に役割分担が重要である。参考資料2の有害鳥獣捕獲で農林業者が自分の費用で捕獲していることはほとんどない。費用負担者が被害者か、市町村か、都道府県か、曖昧である。県でも方針が異なり、ブロックによっても狩猟の盛んさで違う。狩猟にも経費補助や報奨金が出ている。農林業者にも経費など補助や技術指導もありえると考えられ、委託や個人契約も考えられる。実施経費負担者や制度運用上の責任者、どんな施策が必要か、様々部分について整理しなければならない。

(石井委員) ブロック別地域捕獲戦略の実施主体は都道府県が想定されているのか。課題として実施主体の複雑化があるなかで、ブロック別の協議会ができれば全体を統括する機能を持てるようになれば良いと思う。どのような想定なのか。

→ (事務局) ブロック別の戦略については、平成30年度に都道府県が実施することや平成31年度以降に取り組むべき課題を明記した。平成31年度以降に取り組むべき課題の中には、国の支援が必要なことを書いている。基本的にブロック別の戦略は鳥獣行政を担う都道府県が主体として使いやすいようにしたい。広域的な協議会については、ブロックごとにできることや規模が違うと考えている。既に体制が構築できているところは既存のものも活用することを想定している。東北、四国地方は、広域的な管理の意識が高くなってきており、できるかどうか調整が必要だがチャレンジしていきたい。

→ (石井委員) 国の役割についても説明を聞いて承知した。

(濱崎委員) ブロック別の戦略について、情報の統一と見える化が重要と考える。そのためのデータの集め方に注意するように担当者に意識して欲しい。その他に、ブロックごとの特徴や、やるべきことが見えてきた際に、不足している情報がある。シカの行動特性など誰がどのように調べるのかを、最初のブロック別戦略の中に新たな情報収集について意識して欲しい。

→ (事務局) モニタリングの重要性については、県内の生息密度を把握しなければならないし、同時に個体数推定指標の見直しも行っているところである。コストをかければいくらかでも調べられる状況であるが、どれだけコストを削ってもある程度の基準の情報得られるのか整理検討をしているところである。平成26年度の補正予算事業で、全国のシカの密度推定を行った。その結果からシカの個体数推定の方法については各県に技術提供も行い、現在は、指定管理事業の交付金事業の予算で支援しながら各県でも実施してもらっている。各種モニタリングや分析について効率的に行うための情報整理を行っているところである。シカの行動特性は学術的なので、各地の研究機関や学会などと連携して進めていきたい。

(梶委員) 東北地方では低密度ながら根絶が特定計画の目標となってしまう地域がある。国の一律の方針に沿ってのことと思うので、情報の意味を周知、理解されていないと感じた。ブロックごとの性質が考慮された統一目標をたてる必要がある。

→ (事務局) 半減目標を誤解している県もある。今後は個体数密度に応じた管理目標を示していけるようにしたい。ブロック協議会を作るにあたっては、現在は各都道府県から、こういうことができれば良いという意見を集めている。平成 30 年度に抜本的捕獲強化対策における半減目標の中間見直しを行うため、農水省や林野庁とも情報共有を行っていききたい。

→ (梶委員) 個体数半減の先のことも考えなくてはならない。個体数の増減のトレンドを表す生態的な指標として、神奈川県における植生指標のようなものが明らかになるとよい。フィードバック管理に有効である。

議事 (2) 保護及び管理にかかる課題の解決に向けた対応について

資料 2 平成 24 年度に整理したニホンジカの保護管理に関する重要課題と現在の対応状況と今後の方向性について、事務局から説明。

(山根委員) 平成 24 年度から捕獲枠組みが大きくなり、捕獲従事者の質や技術などの課題が各方面で話題になっている。どういった従事者を求めているのかを国が指針として示すか整理することが必要である。捕獲を強化する中で従事者は大きな部分を占めるので、好ましい姿を示す必要がある。研修制度などで国が県を支援したらどうか。

→ (石井委員) 資料 2 P2 の一番下に少し書いてある。ここでは○印であるが、○ではないとのご指摘である。

→ (事務局) 認定事業者の質についてや人材育成は課題に感じている。認定事業者制度について、今年度見直しについて議論を進めているところである。人材育成については、捕獲従事者の人材育成は着手していないが、県の行政担当者に対してどのような人材育成の内容が良いのかを検討を進めている。専門的知見を持った行政担当者の育成も課題となっている。

(梶委員) 北海道のエゾシカ協会が主催する DCC 講習会に北海道は担当者を派遣し受講している。長野県でも似たような制度を作ろうとしている。質を担保するという意味で先駆的な取り組みなのでぜひ各地に紹介してもらいたい。

→ (事務局) 鳥獣プロデータバンクで捕獲コーディネータやプランナーを登録する際に北海道 DCC 資格取得者には一部審査免除として取り扱っている。このような仕組みがあることや資格の存在も含めて、各都道府県に知ってもらいたい。

(小泉委員) 指定管理事業と鳥獣被害防止計画を統括する特定計画がどういうことなのか分からない。指定管理事業は認定事業者が捕獲を行い、鳥獣被害防止は鳥獣被害対策実施隊が捕獲を行う。それらを統括する特定計画がイメージできない。特定計画を都道府

県が策定する中で、鳥獣被害防止計画がどのような場所で開催されているか、それで足りているのか、足りていないならそれをどういう制度で補っていくのか、制度の理解と、都道府県の中でどのように配置されているのかを担当者が理解しなければならないと研修で伝えるべきである。人材育成に関して、農業では育成と同時に発掘が進められている。名人達人の経験に隠れているものを明文化して、情報科学を利用した取り組みである。捕獲者の分野でもこのような動きが必要なのではないか。人材の発掘と、技術を可視化するような事業があっても良いと考える。

→(事務局)平成28年3月に作ったニホンジカの特定制作成のためのガイドラインには、指定管理事業や特措法で作る被害防止計画に関する十分な記載がない。指定管理事業は特定制の下に作成するものであり、被害防止計画は都道府県協議の中で特定制と整合をとらねばならないが、受け皿となる仕組みが現在の特定制にないので、指定管理事業や特措法で作る被害防止計画、特定制が具体的につながるようなものになればと考えている。

(坂田委員)特定制に関して、今後取り組んでいくべき重要な点がわかりにくいように感じる。これまでの議論でも特に重点となるポイントが出てきている。これらの中から重点をいくつか選んで支援していく方がより具体的になると感じた。また、「計制作成がただルーチンになっている地域がある」ということがネガティブに書いているが、行政的なルーチンワークがしっかりしてなければいけないという側面もある。状況によって異なると思うが、今は行政的なルーチンワークがしっかりできていないことが課題である。

→(事務局)ルーチンと書いたところで言いたかったのは、計画が前計画のコピーアンドペーストで書かれていることなどである。ご指摘については仰るとおりと考えている。重点とすることについて「地域捕獲戦略の推進」と書いてもわかりにくく、具体的に必要がある。平成31年度以降の取り組みを支援していくこととして、モニタリングの見える化、人材育成の支援を考えている。保護管理検討会で人材育成を議論するのは難しいが、一方の「見える化」については科学的性質も高いので本検討会委員の意見を伺いながら今後進めていきたい。

議事(3)保護及び管理に関するレポート(平成29年度版)(案)について

資料3ニホンジカの保護及び管理に関するレポート(平成29年度版)(骨子案)を事務局から説明。

(梶委員)補足すると、北海道では絶対数がわからなくても失敗しない管理として、指数管理を始めた。もともとは鯨管理に用いるために作られたものであり、個体数増減の指標に応じて捕獲圧を変える方法である。1993年を100とした場合に指数がどう変動するかをみている。そのため減少している結果は、相当確度が高い。レポート中の図化の際

には、指数と推定個体数を同時に表示させてほしい。これを元にしてメスジカの目標捕獲頭数を定めている。個体数推定は非常に幅があるが、指数の場合だと推定幅が狭くなる。北海道の経験をふまえると、全国の推定生息数が減少傾向に転じたとは言えず、ただ増加が止まったと言えるのみである。公表にあたっては、どういう表現にするかを検討会等の会議で決めた方が良いと思う。

(小泉委員) ハーベストベースドモデルを用いた階層ベイズ法による推定が使われるようになったが、その際どのようなデータを収集しなければならないのか、レポート中でも解説すべきである。他に、捕獲を誘導する方法が北海道では行われていたのだろうか。あった場合、調査結果に基づいてこのような捕獲対策をとり、このような結果になった、という視点でまとめた方が他の都府県の参考になると考える。

(濱崎委員) 地域別の捕獲戦略はレポートの中には盛り込まれないのか。

→ (事務局) 地域捕獲戦略はまだ検討している段階なので、別途公表する予定である。要点的なものは紹介するかもしれない。

→ (濱崎委員) 国がブロック別の戦略を作り、その中で県の特定期画が策定されるという良い流れなので、要点でも結構なので記載したほうがよいと思う。

(梶委員) 北海道の事例は、道西部と道東部分けて図で示した方がよい。西部は積雪が数メートルあり、シカは侵入しないとかつては思っていた。そのため東部で対策してから西部で対策しようと思った結果、西部の対応が後手になってしまった。

(山根委員) 各地域で参考になる北海道の事例として、行政と専門家の連携がとれていたことだと思う。他の地域でもうまく管理がおこなわれているのは、専門家委員会が機能していたり、大学でその分野を勉強していた経験があった職員が在職し専門家と連携している自治体である。

→ (事務局) 地域捕獲戦略は地域が取り組むべきことを聞いてやるべきリストを作っているような状態である。そのため、その先の体制作りなどは今後改めて考えなければならない。

(梶委員) 現段階で県に専門家を配置することは難しいが、それを解消する1つの案が地域ブロックだと考える。県の担当者は数年で変わってしまうので、協議会の中での情報の共有と専門性の確保が重要である。

→ (事務局) 各ブロックで既に協議会を持たれているのもあった。中央にいるとわからないことがあるので、ブロック別検討会を開催してそのような情報が聞けて良かった。

議事(4) その他

特になし

【まとめ】

- ・課題の中で、捕獲数に目がいきがちだが、捕獲エリアの視点も重要である。
- ・捕獲従事者の質について、北海道のDCC認定のような制度を紹介する。捕獲熟練者の技術を数値化・可視化するような情報技術を取り入れても良いかもしれない。
- ・地域捕獲戦略では、30年にやること、31年度以降にやるべきこと、それに対する国の支援を盛り込む。
- ・特定計画、指定管理事業、鳥獣被害防止計画のそれぞれの位置づけを都道府県の担当者に再確認してもらう。
- ・地域ブロックごとで行政と研究機関とのネットワークが重要である。
- ・地域ごとの戦略を立てるために、共通した精度の高いデータを集めて、データを「見える化」し、その情報を活用することが重要である。

以上